

議 事 録

会議の名称	令和3年度登米市農業委員会第9回総会
開催日時	令和3年12月27日（月） 午後1時30分 開会 午後2時26分閉会
開催場所	中田庁舎3階 旧議場
議長の名氏	高橋 清範 会長
出席者（委員）の氏名	<p>1番 岩 淵 勉 2番 佐々木 まき子 3番 櫻 井 利 光  4番 菅 原 浩 之 5番 田 島 幹 雄 6番 阿 部 晃 徳  7番 柴 崎 専 一 8番 佐 藤 瑛 彦 9番 鈴 木 巖  10番 佐 藤 幸 治 11番 松 野 秀 郎 12番 阿 部 静 男  13番 鈴 木 泰 子 14番 浅 野 和 宏 15番 五 十 嵐 幸 喜  16番 尾 張 勝 17番 芳 村 忠 市 18番 三 塚 芳 毅  19番 芳 賀 秀 二 20番 小 野 寺 義 幸 21番 三 佐 藤 久 順  22番 上 野 栄 公 23番 門 馬 一 郎 24番 高 橋 清 範</p> <p>（<input type="checkbox"/>は欠席委員、<input type="checkbox"/>は遅参委員、<input type="checkbox"/>は早退委員）</p>
事務局職員職氏名	<p>説明員：農業委員会事務局  事務局長 遠藤 貞、事務局次長 佐藤 達也、局長補佐 小泉 一誠  農地管理係 主幹兼係長 伊藤 裕美、主査 千葉 貴行、主査 石川 巖穂、  主事 安保 智  書記：農業委員会事務局 主幹兼農地管理係長 伊藤 裕美</p>
議 題	<p>報告第33号 農地法第18条第6項の規定による届出について  報告第34号 使用貸借権の合意解約について  報告第35号 農地基の現状変更届出について  報告第36号 農地基本台帳新規（補正）登載申請について  報告第37号 農地法第3条の規定による許可書の返納について  議案第58号 農地法第3条の規定による許可申請について  議案第59号 農地転用事業計画変更承認申請に対する意見の決定について  議案第60号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定について  議案第61号 非農地証明願について  議案第62号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について</p>
会議結果	<p>議案第58号 申請のとおり許可することに決定した。  議案第59号 承認相当との意見を付すこととした。  議案第60号 許可相当との意見を付すこととした。</p>

	議案第 61 号 願出のとおり証明することに決定した。 議案第 62 号 原案のとおり決定した。
会議の概要	下記のとおり
会議資料	令和 3 年度登米市農業委員会第 9 回総会資料 ・議案書 ・議案説明資料 ・農地法第 3 条調査書 ・諸般の報告
発言者	議 題 ・ 発 言 ・ 結 果
議長	・あいさつ ・議案説明のための出席説明員及び書記の報告
議長	日程第 1、「議事録署名委員の指名」を行います。 議事録署名委員は、会議規則第 38 条第 2 項の規定により、12 番 阿部 静男 委員、13 番 鈴木 泰子 委員を指名します。
議長	日程第 2、「会期の決定」を議題といたします。 お諮りします。本総会の会期は本日 1 日間としたいと思います。 これにご異議ございませんか。  《異議なしの声を確認》
議長	異議なしと認めます。 よって本総会の会期は本日 1 日間と決定しました。
議長	日程第 3、「諸般の報告」を行います。 諸般の報告は、お手元に配布しております別紙報告書のとおりです。 これで諸般の報告を終わります。
議長	日程第 4、報告第 33 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による届出について」を 議題とします。 事務局から説明を求めます。  《事務局説明》
事務局	説明が終わりました。 これで、報告第 33 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による届出について」を終 わります。
議長	日程第 5、報告第 34 号「使用貸借権の合意解約について」を議題とします。

	事務局から説明を求めます。
	《事務局説明》
議長	説明が終わりました。 これで、報告第 34 号「使用貸借権の合意解約について」を終わります。
議長	日程第 6、報告第 35 号「農地の現状変更届出について」を議題とします。 事務局から説明を求めます。
	《事務局説明》
議長	説明が終わりました。 これで、報告第 35 号「農地の現状変更届出について」を終わります。
議長	日程第 7、報告第 36 号「農地基本台帳新規（補正）登載申請について」を議題とします。 事務局から説明を求めます。
	《事務局説明》
議長	説明が終わりました。 これで、報告第 36 号「農地基本台帳新規（補正）登載申請について」を終わります。
議長	日程第 8、報告第 37 号「農地法第 3 条の規定による許可書の返納について」を議題とします。 事務局から説明を求めます。
	《事務局説明》
議長	説明が終わりました。 これで、報告第 37 号「農地法第 3 条の規定による許可書の返納について」を終わります。
議長	日程第 9、議案第 58 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題とします。 事務局から説明を求めます。
	《事務局説明》
事務局	本議案に係る許可要件は、別紙「農地法第 3 条調査書」により確認しております。

	<p>す。</p> <p>進行番号1番については、調査結果1となります。</p> <p>法第3条第2項第1号の「全部効率利用」については、譲受人は新規就農者ですが、これまでも叔父から農作業を受託しておりました。基幹作業については、一部を作業委託し、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。</p> <p>第2号については、譲受人は個人であり適用はありません。</p> <p>第3号についても、信託ではないため適用はありません。</p> <p>第4号の農作業への常時従事については、譲受人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれます。</p> <p>第5号の下限面積については、50アールを超えることから適用はありません。</p> <p>第6号の転貸禁止については、所有権の移転であり、転貸にはあたりません。</p>
事務局	<p>進行番号2番以降については、別紙調査書に記載のとおりで、法第3条第2項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると思われま。</p> <p>また、第7号の地域との調和要件については、申請地の担当農業委員に資料を送付し、事前に現地の確認をお願いしておりますので、ご報告いただきたいと思ひます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>説明が終わりました。</p>
議長	<p>ここで、現地調査員から調査結果の報告を求めます。</p> <p>第1分科会の報告を登壇してお願いいたします。</p>
議長	<p>2番、佐々木 まき子 委員</p>
2番委員	<p>登米市農業委員会第1分科会に係る現地確認調査は、令和3年12月20日、午後1時30分から委員3名により、事務局職員の案内で実施いたしました。その調査結果について報告します。</p> <p>農地法第3条の進行番号1番については、別紙議案説明資料1ページから9ページに記載されているとおりです。</p> <p>申請内容は、登米市迫町森地内の農地を、埼玉県に居住する譲渡人の叔父から、迫町に居住している譲受人が贈与を受け、耕作を行うものです。</p> <p>譲受人は、新規就農であるが、今までも叔父からの作業委託を受け、水稻の作付けを行っていた。贈与を受け、管理、営農をする予定であり、許可については妥当との意見で一致しました。</p> <p>以上のとおり報告します。</p> <p>令和3年12月27日</p>

現地調査委員 3番 櫻井 利光 委員  
6番 阿部 晃徳 委員  
2番 佐々木 まき子 委員

議長

調査報告が終わりました。

議長

地域との調和要件については、担当委員に対し事前に資料を送付し、確認していただくことにはしておりますが、支障等について自席で発言をお願いします。

議長

進行番号2番について、20番 小野寺 義幸 委員

《支障なしの声を確認》

議長

進行番号3番、4番について、8番 佐藤 瑛彦 委員

《支障なしの声を確認》

議長

進行番号5番、6番について、17番 芳村 忠市 委員

《支障なしの声を確認》

議長

進行番号8番について、7番 柴崎 専一 委員

《支障なしの声を確認》

議長

進行番号9番について、19番 芳賀 秀二 委員

《支障なしの声を確認》

議長

進行番号10番、11番について、13番 鈴木 泰子 委員

《支障なしの声を確認》

議長

進行番号12番について、11番 松野 秀郎 委員

《支障なしの声を確認》

議長

進行番号14番について、5番 田島 幹雄 委員

《支障なしの声を確認》

議長	地域との調和要件について支障等はないようですので、これより質疑を行います。
議長	質疑はございませんか。
	《質疑なしの声を確認》
議長	質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。
議長	これから議案第 58 号を採決します。 お諮りします。 本案は申請のとおり許可することに、ご異議ございませんか。
	《異議なしの声を確認》
議長	異議なしと認めます。 よって、議案第 58 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」は、申請のとおり許可することに決定しました。
議長	日程第 10、議案第 59 号「農地転用事業計画変更承認申請に対する意見の決定について」を議題とします。 事務局から説明を求めます。
	《事務局説明》
議長	説明が終わりました。
議長	ここで、現地調査員から調査結果の報告を求めます。 第 2 分科会の報告を登壇してお願いいたします。
議長	12 番、阿部 静男 委員
12 番委員	登米市農業委員会第 2 分科会に係る現地確認調査は、令和 3 年 12 月 20 日、午後 1 時 30 分から委員 3 名により、事務局職員の案内で実施いたしました。その調査結果について報告します。  農地転用事業計画変更承認申請の進行番号 1 番については、別紙議案説明資料 10 ページから 12 ページに記載されているとおりです。 申請内容は、中田町地内で居宅及び作業所兼事務所の新築を目的として許可されている事業の計画変更です。 当初の計画では、建築業の事業拡大のため、居宅及び作業所兼事務所を新築す

る計画でありましたが、その後、経営が芳しくなく計画を断念し、今回、承継者が、申請地に特定建築条件付売買予定地として造成したいとのことで、変更申請の申し出となりました。

転用目的など、計画全般を変更するものですが、農地区分としては、第1種農地で、原則的には転用許可することができない農地ですが、例外的に許可することができる、集落に接続して設置されるものであり、転用における周囲の影響も見受けられず、転用は妥当との意見で一致しました。

以上のとおり報告します。

令和3年12月27日

現地調査委員 11番 松野 秀郎 委員  
13番 鈴木 泰子 委員  
12番 阿部 静男 委員

議長

調査報告が終わりました。  
これより質疑を行います。  
質疑はございませんか。

《質疑なしの声を確認》

議長

質疑なしと認めます。  
これで質疑を終わります。

議長

これから議案第59号を採決します。  
お諮りします。  
本案は、承認相当との意見を付すことに、ご異議ございませんか。

《異議なしの声を確認》

議長

異議なしと認めます。  
よって、議案第59号「農地転用事業計画変更承認申請に対する意見の決定について」は、承認相当との意見を付し、知事に送付することにいたします。

議長

日程第11、議案第60号「農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定について」を議題とします。

議長

事務局から説明を求めます。

《事務局説明》

事務局

本議案に係る申請は、第5条申請が16件です。適用法令等を確認したところ、農地法第5条第2項各号の規定に該当せず、いわゆる許可基準である一般基準及

議長	<p>び立地基準を満たしており、許可要件の全てを満たしていると思われま す。 以上で説明を終わります。</p> <p>説明が終わりました。</p>
議長	<p>ここで、現地調査委員から調査結果の報告を求めます。 先に第1分科会の報告を登壇してお願いいたします。</p> <p>2番 佐々木 まき子 委員</p>
2番委員	<p>農地法第5条の進行番号1番については、別紙議案説明資料13ページから15 ページに記載されているとおりです。</p> <p>申請内容は、申請地に資材置場等を整備するもので、農地区分としては、第1 種農地で、原則的には許可することができない農地ではありますが、例外的に許可 することができる、集落に接続して設置されるものであり、転用における周囲の 影響も見受けられず、転用は妥当との意見で一致しました。</p> <p>進行番号2番については、別紙議案説明資料16ページから18ページに記載さ れているとおりです。</p> <p>申請内容は、申請地に工事作業ヤード及び代替駐車場として使用するため、一 時転用するものです。農地区分としては、市街地化の傾向が著しい区域内にある 農地であり、都市計画区域の用途地域内である、第3種農地と判断され、転用に おける周囲への影響も見受けられず、工事期間のみの一時的な利用であり、転用 の要件は満たされております。</p> <p>また、申請地は、既に農外利用されていることから、申請人より始末書を徴し、 やむを得ず転用は妥当との意見で一致しました。</p> <p>進行番号3番については、別紙議案説明資料19ページから21ページに記載さ れているとおりです。</p> <p>申請内容は、申請地に工事作業ヤード及び迂回路として使用するため、一時転 用するものです。農地区分としては、市街地化の傾向が著しい区域内にある農地 であり、都市計画区域の用途地域内である、第3種農地と判断され、転用におけ る周囲への影響も見受けられず、工事期間のみの一時的な利用であり、転用は妥 当との意見で一致しました。</p> <p>進行番号4番については、別紙議案説明資料22ページから24ページに記載さ れているとおりです。</p> <p>申請内容は、申請地にコンテナハウス等の保管場所を整備するもので、農地区 分としては、農業の公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で あることから、第2種農地と判断され、転用における周囲への影響も見受けられ ず、転用は妥当との意見で一致しました。</p>



進行番号5番については、別紙議案説明資料25ページから27ページに記載されているとおりです。

申請内容は、申請地に太陽光発電施設を整備するもので、農地区分としては、農業の公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断され、転用における周囲への影響も見受けられず、転用は妥当との意見で一致しました。

進行番号6番については、別紙議案説明資料28ページから30ページに記載されているとおりです。

申請内容は、申請地に居宅を新築するもので、農地区分としては、第1種農地で、原則的には許可することができない農地ではありますが、例外的に許可することができる、集落に接続して設置されるものであり、転用における周囲の影響も見受けられず、転用は妥当との意見で一致しました。

進行番号7番については、別紙議案説明資料31ページから33ページに記載されているとおりです。

申請内容は、申請地に貸資材置場を整備するもので、農地区分としては、第1種農地で、原則的には転用許可ができない農地ではありますが、例外的に許可することができる、集落に接続して設置されるものであり、転用における周囲への影響も見受けられず、転用は妥当との意見で一致しました。

以上のとおり報告します。

令和3年12月27日

現地調査委員 3番 櫻井 利光 委員

6番 阿部 晃徳 委員

2番 佐々木 まき子 委員

議長

次に、第2分科会の報告を登壇してお願いいたします。

12番、阿部 静男 委員

12番委員

農地法第5条の進行番号8番、9番については、別紙議案説明資料34ページから39ページに記載されているとおりです。

申請内容は、申請地に居宅とガレージを新築するもので、農地区分としては、上下水道管が埋設されている道路の沿道の区域で、おおむね500メートル以内に2以上の教育施設、医療施設がある、第3種農地と判断され、転用における周囲への影響も見受けられず、転用は妥当との意見で一致しました。

進行番号10番、11番、12番については、別紙議案説明資料40ページから48ページに記載されているとおりです。

申請内容は、申請地に駐車場を整備するもので、農地区分としては、第1種農地で、原則的には転用許可ができない農地ではありますが、例外的に許可することができる、集落に接続して設置されるものであり、転用における周囲への影響も見受けられず、転用は妥当との意見で一致しました。

進行番号13番については、別紙議案説明資料49ページから51ページに記載されているとおりです。

申請内容は、申請地に居宅を新築するもので、農地区分としては、市街地化の傾向が著しい区域内にある農地であり、都市計画区域の用途地域内である、第3種農地と判断され、転用における周囲への影響も見受けられず、転用は妥当との意見で一致しました。

進行番号14番については、別紙議案説明資料52ページから54ページに記載されているとおりです。

申請内容は、申請地に特定建築条件付売買予定地を造成するもので、農地区分としては、第1種農地で、原則的には転用許可ができない農地ではありますが、例外的に許可することができる、集落に接続して設置されるものであり、転用における周囲への影響も見受けられず、転用は妥当との意見で一致しました。

進行番号15番については、別紙議案説明資料55ページから57ページに記載されているとおりです。

申請内容は、申請地に太陽光発電施設を整備するもので、農地区分としては、農業の公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断され、転用における周囲への影響も見受けられず、転用は妥当との意見で一致しました。

進行番号16番については、別紙議案説明資料58ページから60ページに記載されているとおりです。

申請内容は、申請地に居宅を新築するもので、農地区分としては、第1種農地で、原則的には転用許可ができない農地ではありますが、例外的に許可することができる、集落に接続して設置されるものであり、転用における周囲への影響も見受けられず、転用の要件は満たされており。

また、申請地の一部が農外利用されていることから、申請人より顛末書を徴し、やむを得ず転用は妥当との意見で一致しました。

以上のとおり報告します。

令和3年12月27日

現地調査委員 11番 松野 秀郎 委員

13番 鈴木 泰子 委員

12番 阿部 静男 委員

議長	調査報告が終わりました。
議長	これより、議案第 60 号について、質疑を行います。 質疑はございませんか。
	《質疑なしの声を確認》
議長	質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。
議長	これから議案第 60 号を採決します。 お諮りします。 本案は、許可相当との意見を付すことに、ご異議ございませんか。
	《異議なしの声を確認》
議長	異議なしと認めます。 よって、議案第 60 号「農地法第 5 条の規定による許可申請に対する意見の決定について」については許可相当との意見を付し、知事に送付することにいたします。
議長	日程第 12、議案第 61 号「非農地証明願について」を議題とします。 事務局から説明を求めます。
	《事務局説明》
事務局	本議案に係る申請は、証明する要件を満たしていると思われます。 以上で説明を終わります。
議長	説明が終わりました。 農地利用状況調査結果に基づく非農地証明願については、非農地証明書交付事務処理要領第 5 条ただし書きにより、現地調査を省略しております。
議長	これより質疑を行います。 質疑はございませんか。
	《質疑なしの声を確認》
議長	質疑なしと認めます。 これで、質疑を終わります。
議長	これから議案第 61 号を採決します。

議長	<p>お諮りします。          本案は、願出のとおり証明することに、ご異議ございませんか。</p> <p>《異議なしの声を確認》</p>
議長	<p>異議なしと認めます。          よって、議案第 61 号「非農地証明願について」は願出のとおり証明することに決定しました。</p>
議長	<p>日程第 13、議案第 62 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。</p>
議長	<p>本案件については、所有権移転が 17 件、利用権設定が 60 件、一括方式が 13 件となっております。</p>
議長	<p>所有権移転の進行番号 7 番、8 番、9 番が 11 番 松野 秀郎 委員、利用権設定の進行番号 11 番が 10 番 佐藤 幸治 委員、進行番号 38 番、39 番が 23 番 門馬 一郎 委員 に関する案件ですので「農業委員会等に関する法律」第 31 条の規定に該当します。</p> <p>したがいまして、審議の進め方につきましては、「委員に関する案件」と「委員に関する以外の案件」にそれぞれ分離して行いたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。</p> <p>《異議なしの声を確認》</p>
議長	<p>異議なしと認めます。          よって、本議案の審議につきましては、分離して行うことに決定しました。</p>
議長	<p>はじめに、「委員に関する案件」、所有権移転の進行番号 7 番、8 番、9 番についての審議に入ります。</p>
議長	<p>本案件は 11 番 松野 秀郎 委員 に関する案件ですので、同委員の退場を求めます。</p> <p>《退場を確認》</p>
議長	<p>それでは、事務局から説明を求めます。</p> <p>《事務局説明》</p>
事務局	<p>本案に係る申請については、適用法令を確認したところ、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件をすべて満たしていると思われま</p>

事務局	<p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>説明が終わりました。 これより質疑を行います。 質疑はございませんか。</p> <p>《質疑なしの確認》</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。</p>
議長	<p>これから議案第 62 号の所有権移転の進行番号 7 番、8 番、9 番を採決します。 お諮りします。 本案は原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。</p> <p>《異議なしの声を確認》</p>
議長	<p>異議なしと認めます。 よって、議案第 62 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について」の「委員に関する案件」、所有権移転の進行番号 7 番、8 番、9 番は原案のとおり決定しました。</p>
議長	<p>11 番 松野 秀郎 委員 の入場を許可します。</p> <p>《着席を確認》</p>
議長	<p>次に、「委員に関する案件」、利用権設定の進行番号 11 番についての審議に入ります。</p>
議長	<p>本案件は 10 番 佐藤 幸治 委員 に関する案件ですので、同委員の退場を求めます。</p> <p>《退場を確認》</p>
議長	<p>それでは、事務局から説明を求めます。</p> <p>《事務局説明》</p>
事務局	<p>本案に係る申請については、適用法令を確認したところ、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件をすべて満たしていると思われます。 以上で説明を終わります。</p>

議長	<p>説明が終わりました。 これより質疑を行います。 質疑はございませんか。</p> <p>《質疑なしの確認》</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。</p>
議長	<p>これから議案第 62 号の利用権設定の進行番号 11 番を採決します。 お諮りします。 本案は原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。</p> <p>《異議なしの声を確認》</p>
議長	<p>異議なしと認めます。 よって、議案第 62 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について」の「委員に関する案件」、利用権設定の進行番号 11 番は原案のとおり決定しました。</p>
議長	<p>10 番 佐藤 幸治 委員 の入場を許可します。</p> <p>《着席を確認》</p>
議長	<p>次に、「委員に関する案件」、利用権設定の進行番号 38 番、39 番についての審議に入ります。</p>
議長	<p>本案件は 23 番 門馬 一郎 委員 に関する案件ですので、同委員の退場を求めます。</p> <p>《退場を確認》</p>
議長	<p>それでは、事務局から説明を求めます。</p> <p>《事務局説明》</p>
事務局	<p>本案に係る申請については、適用法令を確認したところ、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件をすべて満たしていると思われまます。 以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>説明が終わりました。 これより質疑を行います。</p>

議長	<p>質疑はございませんか。</p> <p>《質疑なしの確認》</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。</p>
議長	<p>これから議案第 62 号の利用権設定の進行番号 38 番、39 番を採決します。 お諮りします。 本案は原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。</p> <p>《異議なしの声を確認》</p>
議長	<p>異議なしと認めます。 よって、議案第 62 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について」の「委員に関する案件」、利用権設定の進行番号 38 番、39 番は原案のとおり決定しました。</p> <p>23 番 門馬 一郎 委員 の入場を許可します。</p> <p>《着席を確認》</p>
議長	<p>次に、議案第 62 号の「委員に関する以外の案件」について審議に入ります。</p>
議長	<p>事務局から説明を求めます。</p> <p>《事務局説明》</p>
事務局	<p>本案件に係る申請については、適用法令を確認したところ、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を全て満たしていると思われます。 以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>説明が終わりました。 これより質疑を行います。 質疑はございませんか。</p> <p>《質疑なしの声を確認》</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。 これで、質疑を終わります。</p>
議長	<p>これから議案第 62 号の「委員に関する以外の案件」について採決します。</p>

議長	<p>お諮りします。          本案は原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。</p> <p>《異議なしの声を確認》</p>
議長	<p>異議なしと認めます。          よって、議案第 62 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について」の「委員に関する以外」の案件については原案のとおり決定しました。</p>
議長	<p>以上で、本日の日程は、すべて終了しました。</p>
議長	<p>これで、令和 3 年度第 9 回登米市農業委員会総会を閉じます。</p>

上記のとおり、相違ないことを証明する。

令和 3 年 12 月 27 日

議長(会長) 高橋 清範

議事録署名人 12 番 阿部 静男

議事録署名人 13 番 鈴木 泰子